

旧鶴見工業高等学校跡地東側・西側において公募売却を実施します！

～公民連携による課題解決型公募の実施～

横浜市では、保有資産の有効な利活用の一環として旧鶴見工業高等学校跡地の一部（以下「公募土地」という。）について、地域の課題解決につながるよう課題解決型公募による売却を実施します。
なお、公募土地は2区画（東側土地・西側土地）あり、別個の公募として扱います。

課題解決型公募について

公募の前に民間事業者の皆様との対話を取り入れ、適切に市場を把握しながら、地域の課題解決につながる提案を促す公募手法です。

公募土地に関しては、鶴見小野駅周辺のまちづくりとして、福祉施設等の充実、防災性の向上及びにぎわいの向上といった地域課題を掲げ、昨年10月に事業者対話を実施し、この結果を踏まえ、公募条件を整理しました。

1 公募土地の概要

	東側土地	西側土地
所在	鶴見区下野谷町四丁目145番1	鶴見区下野谷町三丁目88番1
地目	宅地	学校用地
地積（実測）	3,365.01 m ²	4,061.15 m ²
用途地域等	準工業地域(建ぺい率60%/容積率200%) ※ 一部、近隣商業地域(建ぺい率80%/容積率300%)	
公募売却価格	688,144,545 円（単価:204,500 円/m ² ）	1,001,479,590 円（単価:246,600 円/m ² ）

2 事業提案の概要 ※ 募集用途及び附帯設置を要する施設等の詳細は裏面参照

	東側土地	西側土地
募集用途	周辺環境と調和し、少子高齢化に対応した医療・福祉施設を主たる用途とする建築物	周辺環境と調和し、生活利便性向上に寄与する商業施設を含む建築物
附帯設置を要する施設	地域防災及び地球温暖化対策に供する施設	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流施設 地域防災及び地球温暖化対策に供する施設
共通の条件	交通対策、保育対策及び市内事業者の活用	

3 応募について ※ 日程は都合により変更される場合があります。

募集要項の配付期間	平成28年8月18日(木)～平成28年11月25日(金)
応募受付期間	平成28年11月21日(月)～平成28年11月25日(金)
審査期間	平成28年12月～平成29年2月
事業予定者の決定	平成29年2月
契約・所有権移転・土地引渡し	平成29年3月31日(金)まで

<募集要項の配付・応募受付場所>

横浜市役所本庁舎4階

財政局資産経営課 Tel 045-671-2273

募集要項は、資産経営課のホームページでも御覧いただけます。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/toti/hoyutochi>

お問合せ先
財政局資産経営課長 鈴木 康弘 Tel 045-671-2198

参考 1

<事業提案の内容> ※ 下記以外の細かい条件等は、募集要項で確認してください。

(1) 東側土地

ア 募集用途

周辺環境と調和し、少子高齢化に対応した医療・福祉施設を主たる用途とする建築物

- ・ 主たる用途として、建物総面積の1/2以上を医療・福祉施設に供するものとし、他の用途を組み合わせることは可とします。
- ・ 共用部分に相当する部分については、用途ごとに面積按分することとします。
- ・ 医療・福祉施設の内容については、応募者の提案によるものとします。

イ 附帯設置を要する施設

地域防災及び地球温暖化対策に供する施設

(2) 西側土地

ア 募集用途

周辺環境と調和し、生活利便性向上に寄与する商業施設を含む建築物

- ・ 商業施設は、建築物の一部又は全部を用いる提案のいずれも可とし、周辺商業との調和を図り、鶴見小野駅前のにぎわいを形成するものとします。
(店舗は、複数によるものも可とします。)
- ・ 商業施設の内容については、生活に関する各種サービスを提供する機能を含んだ上で、応募者の提案によるものとします。
(複数店舗のうち生活に関する各種サービスを提供する機能を満たす店舗を含む構成も可とします。)

イ 附帯設置を要する施設

- (ア) 地域交流施設（事業者が設置・運営し、地域の交流促進に寄与する屋内施設として200㎡程度）
- (イ) 地域防災及び地球温暖化対策に供する施設

(3) 東側土地・西側土地 共通の条件

ア 交通対策

周辺道路における歩行者の安全性・快適性の確保及び自動車渋滞防止対策並びに駐車・駐輪対策を提案するものとします。

イ 保育対策

募集用途と組み合わせて共同住宅を提案する場合は、規模に応じた保育対策についても提案するものとします。ただし、単身者向け住宅及びサービス付き高齢者向け住宅その他これらに類するものはその限りではありません。

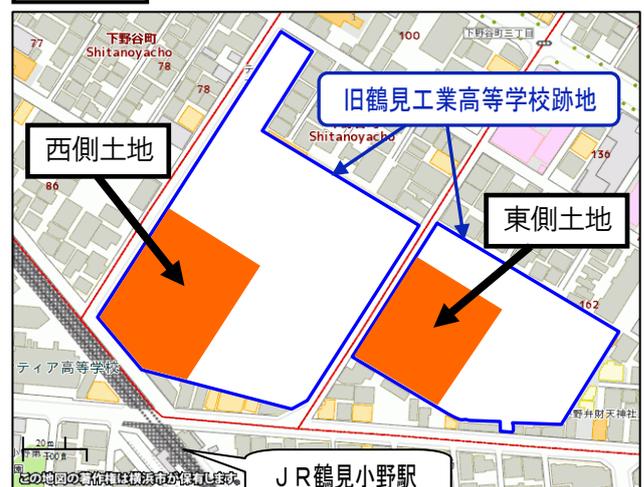
ウ 市内事業者の活用

設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用

参考 2 <位置図>



参考 3 <案内図>



跡地全体の利活用計画は、資産経営課のホームページ参照